

クラブ申し合わせ事項

幹 事 北 垣 剛

1. 親睦委員会に関する件

- 1) 親睦活動に協力するため、親睦特別会費を納め、親睦活動をより幅広く行えるようにする。集められた会費は、クラブ活動費部門のクラブ会員の親睦のために使用する。
- 2) 親睦委員会は会員相互の親睦を図るため、会員のお誕生日には祝品・記念品等を贈り祝福する。その他の祝事には相当のお祝い、記念品を贈る。
- 3) 会員は祝品、記念品を贈られた場合は、親睦委員会の活動に協力するため冠婚、慶弔の際は次の例に従ってニコニコ箱に献金をする。

(ア) 本人の誕生日	2, 000円
(イ) 結婚に際して会員本人	30, 000円
〃 会員の子供	10, 000円
(ウ) 出産に際して会員本人の子供	5, 000円

- 4) 次の例に従ってお祝い又は供物を贈る。

(ア) 両親及び同居の親族死亡の場合	しきみ一對と弔電
会員本人及び本人夫人の場合	しきみ一對と弔電、及び10, 000円
(イ) 会員本人が病気入院をした場合はお見舞いとして	10, 000円
(ウ) 特別の賞をもらったときは記念品を贈る	10, 000円相当
(エ) 会員又は会員の子の結婚に際しては祝電を贈る	

2. ニコニコ箱に関する件

奉仕活動に欠くことの出来ない資金源として会員に次の例に従ってニコニコ箱に献金をする。集められた献金はクラブ奉仕委員会(奉仕プロジェクト)の活動経費に使用する。

- 1) 特別の賞をもらったとき 10, 000円
- 2) 名誉のある役職に就いたとき(公的な役職) 3, 000円
- 3) 無届欠席 2, 000円
- 4) よろこび事や、うれしい事があったとき 1, 000円
- 5) 襟章の着け忘れ、服装の乱れた者 1, 000円
- 6) 遅刻、早退については 1, 000円

3. 例会及び事務局に関する件

- 1) 例会日の週に於いて祝日休日がある場合、その週の例会は休会とする。ただし、定款第8条第1節により、連続して3回の休会は出来ない。
- 2) 例会当日に気象情報により、御坊市日高郡に気象警報が発令されている場合、理事会の決議を得ることなく、例会は中止とする。
- 3) 欠席の場合は、午後4時までに事務局に連絡する

例会日(水)の事務局勤務時間帯は、午前10時～12時；午後3時30分～
TEL 0738-23-2334
FAX 0738-22-1234